

(83)-2 被用者該当5人未満の個人の法律事務所
(健康保険(協会けんぽ)のみの任意適用事務所)
労働者性・常用的使用関係がある弁護士用

弁護士国保組合加入後、すぐに個人事務所(被用者5人未満の協会けんぽのみの任意適用事務所)に勤務する場合、資格取得届、世帯全員の住民票など所定の必要書類とともに、この「上申書」と「国保組合健康保険被保険者適用除外承認申請書」及び「(83)-1 在職証明書兼健康保険適用除外承認申請書証明依頼書」が必要になります。

(例 加入日が弁護士登録をした令和4年12月15日、事務所勤務日は令和5年1月5日)

年 月 日

上 申 書

東京都弁護士国民健康保険組合
理事長 殿

法律事務所名:

事務所所在地:

代表弁護士氏名:

印

※ 代表者ではない方が雇用している場合は、さらに雇用主の弁護士の証明が必要で

雇用主の弁護士氏名:

印

下記に記載する弁護士は貴組合への加入手続きを行っておりますが、当事務所に

年 月 日 より勤務いたします。

つきましては、年 月 日 入所後は直ちに健康保険適用除外承認申請の
手続きを行います。

記

弁護士氏名

以上

常用的使用関係

常用的使用関係にあるとは、①弁護士法人、個人の任意適用事務所及び個人の勤務弁護士・従業員5人以上(令和4年10月から)の事務所に勤務し、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用の4分の3以上(アルバイト、パート等を含む)、又は、②ア)週の所定労働時間が20時間以上、イ)雇用期間が1年以上見込まれる(令和4年10月からは2カ月を超えて見込まれる)、ウ)賃金の月額が8.8万円以上である、エ)学生でない及びオ)特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤めている場合が該当し、健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の適用になります。

特定適用事業所とは、事業主が同一である一または二以上の適用事業所で、被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える事業所で、前述の条件を満たす方が、健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の適用になります(令和4年10月からは被保険者の総数が500人から100人に、令和6年10月からは100人から50人に変更になります)。

任意特定適用事業所とは、国または地方公共団体に属する事業所および特定適用事業所以外の適用事業所で、労使合意に基づき、短時間労働者を健康保険・厚生年金保険の適用対象とする申出をした適用事業所です。

特定適用事業所の対象と要件

対象	要件	平成28年10月～ (従来)	令和4年10月～ (改正)	令和6年10月～ (改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が 20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使 用される見込み	継続して 2カ月を超え て 使用される見込み	継続して 2カ月を超え て 使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

ご参考:労働者性について

昭和60年厚生労働省「労働基準法研究会報告(労働基準法「労働者」の判断基準について)」(抜粋)
※詳細はホームページでご確認ください。

○1, 2を総合的に勘案することで、個別具体的に判断する。

1、使用従属性に関する判断基準

(1)指揮監督下の労働

- ①仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- ②業務遂行上の指揮監督の有無
- ③拘束性の有無
- ④代替性の有無

(2)報酬の労務対償性

2、労働者性の判断を補強する要素

(1)事業者の有無

- ①機械、器具の負担関係
- ②報酬の額
- (2)専属性の程度
- (3)その他